

# 早川町物価高騰重点支援こども暮らし応援券 実施概要

## ○目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が子どものいる世帯の家計に与える影響を緩和するとともに、地域における消費活動を下支えすることを目的として、早川町物価高騰重点支援こども暮らし応援券（以下「商品券」という。）事業を実施します。

## ○商品券の配布対象者

基準日（令和7年12月1日）に早川町の住民基本台帳に記載されている方のうち、平成19年4月2日から基準日までに生まれた者

## ○商品券の配布方法

各世帯の世帯主宛にその世帯の対象者分の商品券を簡易書留にて郵送します。

## ○商品券の配布額

上記対象者一人あたり 25,000円分（5冊）。

※1冊5,000円分（1,000円券5枚づり）

## ○商品券の有効期間

商品券が到着した日～令和8年2月28日（土）

## ○商品券の使用方法

商品券は、別紙「早川町物価高騰重点支援こども暮らし応援券取扱店舗一覧」に記載の店舗で使用できます。

## ○購入可能な品目

- ① 米（精米・玄米等、主食用として販売されるもの）
- ② 燃料（ガソリン・灯油その他これに類する燃料）

上記以外の商品又は役務の対価の支払いには、商品券を使用できません。

## ○商品券の使用に係る留意事項

- ① 商品券の譲渡、転売、換金、偽造を禁止します。
- ② お釣りは出ません。
- ③ 紛失、盗難、汚損した場合でも再発行はできません。
- ④ 有効期間内に使用できなかった未使用の商品券は換金できません。
- ⑤ 不正行為が判明した場合は、配布済の商品券の返還を求めるとともに損害賠償を求めます。
- ⑥ 商品券を使用して購入した商品の返品はできません。